

40524

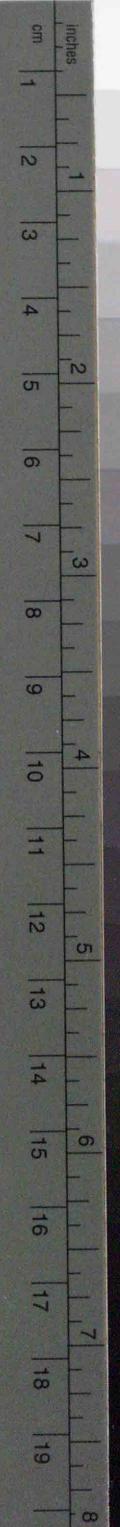
教科書文庫

| |
|------------|
| 4 |
| 110 |
| 51-1934 |
| 2000302148 |

Kodak Gray Scale

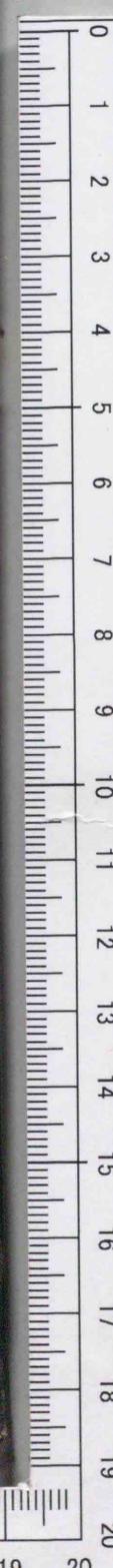
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



| |
|---------|
| 教科書文庫 |
| 4 |
| 110 |
| 51-1934 |

2000302148

校範學師

新修身書

三卷

吉田靜致著



京東文藏館版

昭和十九年九月十九日
文部省検定
範修身科用

資料室

325.9
Y609

| |
|------------|
| 教科書文庫 |
| 4 |
| 110 |
| 51-1934 |
| 2000302148 |

校學範師
新修身書
三卷

士博學文
吉田靜致著

広島大学図書

2000302148



京東
文寶館藏版

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王とますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

廣島大學圖書之印



御誓文

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサ

ラシノン事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地
神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆

亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年戊辰三月十四日

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ

如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文曰ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼
此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益、國交ヲ
修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコ
トヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ
共ニセムトル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日
尚淺ク庶政益更張ラ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實
業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟義醇厚俗ヲ成シ
華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ

成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪
ノ誠ラ輸サハ國運發展ノ本近クスニ在リ朕ハ方今
ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ
維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ
庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒急
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益、開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツラヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宣
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ
浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ
人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制
ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏
業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民
ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾
臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

内閣總理大臣伯爵 山本權兵衛

以下各大臣副署

昭和元年二月二十八日 践祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權
ヲ總攬シ以テ践祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ
遺緒ヲ墜ス無力ランコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考觀聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武
功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頌チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考
夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尚クス不幸中道ニシテ聖體ノ
不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ
但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスへカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スへカラ
ス哀ラ銜ミ痛ラ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ
負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟
ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國

一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ラ無疆ニ蕃クシ以
テ維新ノ宏謀ラ顯揚センコトヲ懸ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我
國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ
史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ
中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勵メ日進以テ會通ノ
運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎
ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ
軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ丕承ナ
ル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕
力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕力躬ラ匡弼シ朕力
事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

勅語（昭和三年十一月十日）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬
世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕力躬ニ
逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器
ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ル
コト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率斗
テ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ
國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ
皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲
ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建

ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風
ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト
億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコ
ト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ
隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世
界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有
衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕力志ヲ
弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降
鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

例　言

一、本書は教育に關する勅語の御旨趣と師範教育令の精神とに基づ
き、昭和六年改正の師範學校規程並に修身科教授要目に準據して、
編述したものである。

二、本書の敍述はなるべく簡約を旨として、大綱を記するに止めたる
を以て、實際の教授に於ては社會の狀勢と地方の事情とに顧みて、
適切なる事例を擧げ、之を補説して、十分生徒の情意に訴へ、且實踐
を指導せられたいものである。

三、第一卷に作法要項を抄記して入れたるは稍、其の體を爲さないや
うであるが、別冊となすときは時間なき爲に往々授けざることあ

る懸念より爲したのである。

昭和八年九月

著者識

師範學校新修身書卷三

目次

| | |
|---------------------|----|
| 第一章 國民精神作興に關する詔書 | 一 |
| 第一節 國民精神作興に關する詔書の由來 | 一 |
| 第二節 國民精神作興に關する詔書(一) | 四 |
| 第三節 國民精神作興に關する詔書(二) | 八 |
| 第四節 國民精神作興に關する詔書(三) | 三 |
| 第五節 國民精神作興に關する詔書(四) | 五 |
| 第二章 國家生活 | 一九 |
| 第一節 皇位 | 一九 |

| | | |
|------|---------|----|
| 第二節 | 皇室 | 二三 |
| 第三節 | 國家 | 二六 |
| 第四節 | 我が國體 | 二九 |
| 第五節 | 我が政體 | 三一 |
| 第六節 | 帝國憲法の由來 | 三四 |
| 第七節 | 天皇 | 三七 |
| 第八節 | 國民の權利 | 四一 |
| 第九節 | 國民の二大義務 | 四五 |
| 第十節 | 代議制度 | 四八 |
| 第十一節 | 選舉 | 五一 |
| 第十二節 | 輿論政黨 | 五三 |
| 第十三節 | 自治團體 | 五六 |

| | | |
|------|--------|-----|
| 第十四節 | 官公吏 | 三三 |
| 第十五節 | 陪審制度 | 三七 |
| 第十六節 | 遵法 | 三八 |
| 第十七節 | 新領土の同胞 | 三九 |
| 第十八節 | 國富 | 四一 |
| 第十九節 | 海外發展 | 四三 |
| 第二十節 | 愛國心 | 四九 |
| 第三章 | 國際生活 | 一〇〇 |
| 第一節 | 國際心 | 一一三 |
| 第二節 | 國交 | 一二九 |
| 第三節 | 國際聯盟 | 一三三 |

- 第四節 戰爭と平和 二七
第五節 我が國の使命 二八

目次終

圖書印
廣島大學

師範學校新修身書卷三

文學博士 吉田 靜致著

第一章 國民精神作興に關する詔書

第一節 國民精神作興に關する詔書の由來

歐洲大戰に際して、我が國も之に參加したのであつたが、戰場を去ること遙に遠く、歐洲に於ける交戰國が甚しき戰禍を受け産業上にも幾多甚大の打擊を被りたるに反して、我が國は舶來品の輸入が激減した爲、一時産業が勃興して、經濟界は頻りに活

歐洲大戰後の
我國經濟界の

氣を呈し、戰前の輸入超過は一變して輸出超過となり、數年にして急に國富の増進を致した。之に伴なひ、俄に國民の生活は向上して物價は騰貴し、奢侈の弊風を生ずるに至つた。然るに、戰後歐洲に於ては、國民が舉つて自發的に勤儉貯蓄を勵み、著々國力を恢復して、產業は再興するに至つたに引かへ、我が國では一時勃興した產業界は急に衰へ初め、同時に輸入超過となつて、茲に經濟上の恐慌を來すことゝなつた。而して物價は容易に低下せず、生活の不安を來すに至つたが、奢侈の迷夢は猶醒めず、我が國の前途は實に寒心すべきものがあつた。

加ふるに、大戰以來歐米に起つた思想の動搖は遠く我が國にも波及し、それが産業不振・生活不安の社會相と相俟つて、所謂危險思想なるものが流布し、人心の動搖益甚だしく、そこに思想問

題が起り、延いて社會運動として現はるゝに至つた。而して平和條約の成立した以後に至りても、猶其等の思想や運動は止まず、寔に憂慮すべき狀態であつた。之に對して、或は國民思想の善導を唱道し、或は國民道德の涵養を力説し、或は青年團の指導を高調するといふ有様で、種々の方法が案ぜられた。此等は何れも多少の効果がないではなかつたが、依然として國民精神の歸趣する所は定まらず、思想上の動搖は容易に除去し得べしとも思はれなかつた。

偶、大正十二年九月一日、關東地方に大震火災起り、之が爲に、慘死する者實に十餘萬、富の損失は百億に達すと稱せられた。是實に國家的的一大災害である。或人は前述の我が國情と照合して、之を天譴なりとさへ叫んだ。此の大災害に對する復興は、

巨額の費用と非常の努力とを要するのであつて、實に我が國民に取つて的一大試鍊と謂ふべきである。

かくの如く、戰後奢侈の風去らずして、早くも生活の不安を來し、加ふるに思想動搖して其の歸嚮する所を知らず、剩へ未曾有の大災害に遭遇し、我が國の前途は益々多事多難ならむとする。畏くも先帝陛下深く茲に軫念あらせられ、大正十二年十一月

十日、國民精神作興に關する詔書を降し給うて、國民を訓戒し、國民思想の向ふ所を示し、國民を激勵し給ふに至つた。實に恐懼感激の至に堪へない。我等は此の大詔を體して、誠心誠意最善の努力を盡し、聖旨の萬一に對へ奉らねばならぬ。

第二節 國民精神作興に關する詔書(二)

詔書煥發

要旨

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス

謹んで按づるに、此の一段は國民精神の剛健は國家興隆の本であるから、之を涵養し振作しなければならぬと仰せられたのである。

國家は如何に領土が廣く人口が多くても、それだけで其の國家は強大であり、興隆するものではない。支那の如きは、面積四百萬方哩、人口四億に達し、歴史から見ても古い國であるが、其の世界上に於ける地位は如何であるか。又印度も支那に劣らぬ古い國で、面積百萬方哩、人口二億四千萬に達するが、今やイギリスの屬國と化して居る。更に西洋に其の例を求めて、ローマ帝國を顧みるに、一時歐洲を壓倒した強大國であつたけれども、國民

大國必ずしも
興隆せず

萎靡せずしも

が奢侈遊惰に耽つた爲に、國力が萎靡し、遂にゲルマン民族の爲に滅ぼされたのであつた。かかる事例に徴すると、領土の廣大と人口の多數とが直ちに國家を興隆せしめる有力な原因ではないことが明かである。

翻つて此の反対の事例を擧げるならば、イギリスの如きは、本國を見るに面積八萬方哩、人口四千萬に過ぎないが、國家は年と共に興隆し、其の版圖は地球上の各部に擴がり、其の領土は太陽の沒することなしとさへ稱せられる。又我が國を見るも、明治維新以來國家興隆して、其の版圖も擴大し、世界列強と伍するまでになつた。かかる事例に由つて觀ると、領土の狹隘人口の寡小なることが、必ずしも國家を萎靡せしむる所以でないことが明かである。

かくの如く、大國にして萎靡振はず、或は滅亡するものがあり、小國にして興隆し世界に雄飛するに至るものがあるのは抑、何の故であるか。是畢竟國民精神の剛健なると否とに存ずるのである。「國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ」との御言葉は、寔に古今を貫く不易の眞理であると拜察する。もし國民精神が柔弱であつたならば、其の國は假令外から侵害されなくとも、國內から自然と衰頽するの外はない。之に反して、國民精神が剛健であつたならば、如何なる外來思想が輸入されても、如何なる經濟上の不安が來ても、又如何なる天災に遭遇しても決してひるむものではない。寧ろそれ等の難關試鍊を見事に突破して、國家を興隆せしめんば止まないのである。故に、國民精神を涵養し振作して、之を鞏固ならしむることは、國家を興隆せし

むるの要道である。

第三節 國民精神作興に關する詔書(三)

是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ

謹んで按するに、此の一段は、明治天皇が教育に關する勅語并に戊申詔書を御降しになつたのも、畢竟國民精神を作興させ給はんとの大御心であつたと仰せられたのである。『國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ』

要旨

は教育に關する勅語のことを仰せられたのであり、忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリは戊申詔書のことを仰せられたのであると拜察する。

明治維新後、西洋の文學が盛に輸入せられて、一方に極端な西洋心醉主義が出て我が國固有の美點を蔑視せんとし他方には之に對して國粹保存主義があつて、我が國固有の美點を保存しなければならぬと主張する。かく新舊思想の統一がなく、教育の方針も一定せず國民が五里霧中にさまよふ有様であつた。此の時に當り明治天皇が教育に關する勅語を賜はつて、教育の方針を御示しになり、爾來國民の向ふ所が一定し、教育は非常な進歩を致した。是畢竟國民精神を涵養振作されたに因るのである。

戊申詔書

更に戊申詔書に就きて考ふるに、日露戰捷後に於ける我が國は、國產を獎勵し貿易を盛にして創痍を癒し、國運の發展を圖らなければならぬ大切な時であつた。然るに國民は戰捷に醉ひ、小成に安んじ、樂觀的となり、奢侈贅澤に流れ、社會の或方面では腐敗墮落に陥つた。是國民精神の萎靡衰弱である。是に於て明治天皇は戊申詔書を降し給うて世界の大勢に處し、文明の潮流に掉さして進むべき大方針を諭し給ひ、我等の實踐すべき要目を教訓し給うた。是明かに國民精神を振作されたものである。

爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

要旨

謹んで按するに、此の一節は、前段に示し給うた明治天皇の教育に關する勅語。戊申詔書が煥發されて以來國民の向ふ所が一定し、效果が大いに著はれ國民精神は振作して國家は興隆した。先帝陛下は御卽位以來つねに戒め懼れて明治天皇の御遺業を受け、益々それを進めて行かうと思召され給うた折柄料らずも災變に御遭ひになつて頻りに軫念遊ばされたと仰せられたのである。

明治の歴史はあらゆる方面に國家興隆の事實を反映してゐる。其の原動力は明治天皇が涵養振作し給うた國民精神の剛健と云ふ事である。今詳細なことは措いて、交通機關の進歩、産業の發達、教育の普及、軍備の充實、國威の宣揚等何れの方々に見ても國家興隆を示さぬものはない。

未曾有の大災に當つては御内帑金一千萬圓を御下賜になり、新宿御苑・高輪御所焼跡・深川の御料地・濱離宮等の御苑・御料地を開放せられ、次いで侍従を震災各地に御差遣遊ばされて、優渥な御慰問の御諭を傳達せしめられた。以て當時の軒念の程を察し奉ることが出来る。實に恐れ多い極みである。

第四節 國民精神作興に關する詔書(三)

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク崩シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓

ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ

謹んで按するに此の一段は特に時弊に對する聖諭である。

即ち最近學問が開け人智が進んだ爲に思想上風俗上忌むべき弊風が生じた。此の際大いに之を改革せねば明治天皇の御遺業を衰へしめるから甚だ心配である。まして今回の災禍は甚大であるから、文化を復興し國力を盛にすることは皆國民の精神に因ることが大である。實に今日は舉國一致、國民精神を振作し時弊を釐革し國運を伸張すべき時であつて、これをなすには明治天皇の聖訓即ち教育に關する勅語と戊申詔書の聖旨を守つて、其の實效を擧ぐるに在るのみだと仰せられたのである。近頃學問は益開けて人智は日進月歩の勢である。學問の中でも、自然科學の知識は交通・通信・建築其の他衣食住の凡ての方

面に應用せられた。又精神科學の方では哲學・社會學・經濟學等の新しい思想が輸入せられて、なかなか學問は盛となつた。

然るに歐洲大戰中の經濟界の好景氣の爲に、物質を重んずる風が生じ、道徳心が薄らぎ、上調子となつて奢侈に流れ、淫樂に耽り、我が儘勝手な振舞をして憚らぬ者が出来るやうになつた。「浮華放縱ノ習」と仰せられたのは其等の點を仰せられたものと拜察する。又一方には思想問題なるものが起り、輕率に新奇な思想を歡迎し、極端に趨り過激の言動をして得々たる者がある。かかる傾向を指して「輕佻詭激ノ風」と仰せられたものと拜察する。かくの如き弊風を革めざるに於ては、實に我が國の前途は大いに寒心すべきものがあるではないか。

加ふるに大災害は一府五縣に亘り、而も帝都を襲つた爲に、其

の損害は莫大なるものである。死者・負傷者何れも十萬餘人に及び、富の損失は約百億と註せられた。かくて我が國の文化は十年後れたと觀察する者さへある。是が復興は、經費の點から云つても、労力の點から云つても、實に大なる事業である。損傷された文化を復興して政治・經濟上國力を振興する爲には、國家興隆の根本たる國民精神の振作に待たねばならぬ。實に今日は上下協力舉國一致して國民精神を振作し、時弊を釐革し、國運を伸張すべき時である。而して是等の事に就いては、既に教育に關する勅語と戊申詔書とに明示し給うた所で、更に先帝陛下が我等にお示しになつたものである。

第五節 國民精神作興に關する詔書(四)

宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ始メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

謹んで按するに、此の一段は、振作更張に當つて我等の實踐すべき道徳の要目を教訓し給うたのである。

個人として守るべきは、道徳を尚び、知識のみを偏重しないといふことである。智徳は必ず並進せしめなければならぬ。各人責任を重んじ節制を尚び、家庭に在つては恭儉勤敏業に従ひ、

個人

要旨

産を治めなければならぬ。

社會に於ては、風俗を匡勵し、浮華放縱を斥けて質實剛健に趨き、輕佻詭激を矯めて醇厚中正に歸することを心掛け、人倫を善く自覺して他人と親和するやうにし、公徳を守り秩序を亂さぬやうにし、博愛共存の誼を篤うし、公益世務に竭すことを心掛けねばならぬ。

國家に於ては、綱紀を肅正し、忠孝義勇の美を揚げねばならぬ。かくの如く個人・社會・國家の何れの方面にも涉れる御訓戒の道徳を尊重し實踐することは即ち國民精神を振作更張する所以であつて、國家は興隆し、國民の安寧・社會の福祉は期せずして得られるのである。

朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セ

要旨

ムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

謹んで按するに、此の一段は、臣民が一心協力して翼け奉ることに因つて、國本たる國民精神を固くし、以て國家興隆の大業を恢弘するやうにと冀ひ給ひ、臣民に對して激勵遊ばされたのである。

我が國は君民一體の國柄であつて、國家興隆は實に君民の協力に因つて實現されるのである。それ故陛下から吾等に向つて國民が協同一致して翼け奉ることを御希望あらせられたのである。國民に依頼遊ばされた此の御言葉を拜するに及んでは、吾等は一日も安閑として居ることは出來ぬ。此の有難き聖旨を奉體して、大御心に對へ奉らなければならぬ。

皇位

第二章 國家生活

第一節 皇位

皇位は大日本帝國統治權の主體たる天皇の御位を謂ふのである。皇位が萬世一系たるべきことは、天祖の神勅に、

豐葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王とますべき地なり。爾皇孫就いて治らせさきく寶祚の隆えませんこと天壤と與に窮なかるべし。

と仰せられたに見て、既に遠き建國當初の一大理想であつたことが明かである。君臣の分の動かないことは、既に此の時に確定したのである。

明治天皇の降し賜はつた教育に關する勅語の中にも、「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてある。皇運が天壤と與に無窮なることは實に我が國家理想であつて、我が國の歴史は之を實現して今日に至り、又未來永劫に此の理想を實現するものである。

和氣清麿の還奏の言に、「我が國家は開闢以來、君臣の分定まれり。臣を以て君と爲すこと未だこれ有らざるなり。天津日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人は宜しく早く掃除すべし」とある。清麿が權勢に屈せず、名利に惑はされず、神託を奏上した所の精神こそ、如何に皇位の絶對性が我等國民の確實なる信念であるかを代表するものである。

皇位繼承の連綿として萬世一系なることは、既に三千年の歴

史が之を示して居つて、不易の法であることは今更言ふまでもないことである。然しながら、皇位の繼承は我が國體上最も重要なことに屬するから、明治天皇は憲法發布と同時に皇室典範を御制定になり、其の中に皇位繼承の事も御規定になつたのである。

皇室典範は皇室の御家法とも申し上げべきものであつて、其の初めに皇位繼承の事がある。其の第一條に「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」とある。此の中には次の三原則が表はされて居る。

- 第一、皇祚を踐むは皇胤に限る、
- 第二、皇祚を踐むは男系に限る、
- 第三、皇祚は一系にして分裂すべからず、

過去に於ては、女帝もあらせられたのであるが、此は常憲でないといふことから、男系の男子に限ることとなされた次第と拜察する。

攝政

次に天皇が成年に達し給はぬ時又は久しきに亘る故障に由り政務を御親裁になることの出來ない時には、攝政を置かせられる。攝政は天皇の御名に於て大權を行はせられる方で、天皇に代つて一切の國務を總攬遊ばされる。攝政には成年に達せられた皇太子又は皇太孫等が任せられ給ふことになつてゐるが精しい順序等は皇室典範に定められてゐる。

今上陛下

今上陛下は御名を裕仁と申上げ、明治三十四年四月二十九日御降誕、大正天皇第一皇子にあらせらる。天資英明でおはせられ、大正十年には親しく歐洲諸國を歴訪せられて、元首と親交を

結び、制度文物を御見學遊ばされた。然るに先帝陛下の御不例久しきに亘らせられ、大政を纏し給ふことの出來ない爲、大正十一年十一月二十五日攝政に御就任、大正十五年十二月二十五日先帝陛下崩御あらせらるゝと共に直ちに御踐祚、昭和三年十一月京都に御即位の禮を擧げさせ給うた。

第二節 皇室

皇室

天皇を中心とする御一家を皇室と申し、其の御一族を皇族と申し奉る。皇室は我が大和民族の大宗家で、國家生命の中心であらせられる。我が國を皇室中心の國と云ふのは之を言つたものである。皇室が國民を愛撫せられ、天下の萬民の憂に先だつて憂へ樂みに後れて樂ませ給うた御仁徳の數々は、到底列舉

し盡すことが出来ない。今は唯僅かの事例を擧げるに止めねばならぬ。

皇祖天照大神が御仁徳にましましたことは、神話に幾多あらはれてゐる。神武天皇が檣原の宮を造り給うたのは、元々おほひだなむを安らかに治め給はんとの大御心であつた。崇神天皇は人民を愛撫し天下を安かに治めんことを詔らせ給ひ文武天皇は御即位の時、天の下の公民を恵み賜ひ撫て賜はんとなもと仰せられ、聖武天皇は「朕は父母たり何ぞ憐愍せざらんや」と宣ひ、其の他代々の天皇の御仁徳は書き盡し難い。左の御製を拜讀しても、御仁徳の一端を仰ぎ知ることが出来る。

後鳥羽天皇

夜を寒みねやの衾のさゆるにも

わらやの風を思ひこそやれ

後嵯峨天皇

なかく人により物を思ふかな

世を思ふ身の心つくしは

伏見天皇

いたづらに安き我身ぞはづかしき

苦しむ民の心おもへば

後醍醐天皇

世治まり民安かれと祈ること

わが身につきぬ思ひなりけれ

明治天皇は英明の資を以て御位に即かせ給ひ、先づ王政を復古し、庶政を改善して、人材を登用し、教育を振興して國民の知能

を進め、憲法を發布して國民が政治に與り得るやうに遊ばされた。又時に臨み事に應じて詔書、勅語を降し給うて、吾等國民の踐むべき道を御諭し遊ばされ、天災地變に際しては、供御を節してまでも御救恤下された。其の御仁徳の程は左の御製に由つて其の一端を拜察することが出来る。

とこしへに民やすかれといのるなる

わがよをまもれ伊勢のおほかみ

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

大正天皇も亦御聖德高く、ひたすら明治天皇の御遺徳に則らんことを勉め給うたことは、國民の齊しく仰ぎ見たる所である。されば御在世中年を重ねて國運の發展を見、歐洲大戰に際して

大正天皇

も我が國は世界の難局に處し益國威を宣揚し、世界大國の班に列して今日に至つた。御製に

年々にわが日の本のさかゆくも

いそしむ民のあればなりけり

今上天皇陛下には、御踐祚以來國民の安寧幸福について日夜大御心を注がせ給ひ、年々事業の獎勵に災害の救恤に金品を御下賜あらせらるゝことは、數へあげるに遑がない程である。又在外邦人の状態についても深き思召を垂れさせられ、屢々侍従を御差遣になつて重要土地に於ける邦人の活動状況を視察せしめられると洩れ承る。昭和五年三月二十四日には復興帝都を御巡行遊ばされて、前後五時間に亘り、親しく各般の復興状況を櫻せ給うた。

今上陛下

吾等はかくの如き皇室の御仁徳を拜して、唯感泣の外はない。かくの如き國に生を稟けたることは何たる幸福であらうか。吾等は満身の赤誠を捧げて、此の有難き君恩の萬一に報い奉るやう努め励まねばならぬ。

海行かば水づく屍 山行かば草むす屍

大君のへにこそ死なめ かへりみはせじ

（天伴家持）

國家は最高完全な社會である。何故に國家は社會中の最高完全なるものであるかと云へば、國家は最も大なる權力を持ち、團結が固く組織も整つて、諸種の力を統一して成り立つて居る

第三節 國 家

からである。
而して人類の文化は國家生活に依つて發展し來つたことは歴史の實證する所である。

國家は一定の人民が一定の領土に住み、唯一の主權の下に統治せらるゝ社會である。

人民は國民又は臣民と稱し、絕對無限に主權に服從し、主權に因つて完全に保護せらるゝものである。領土は人民の住む土地であつて、完全に主權の行はるゝ地域である。主權は統治權とも謂ひ、最高無制限なる權力である。以上人民・領土・主權の三者は國家成立の三要素であつて、其の一を缺いたならば國家と謂ふことは出來ぬ。就中主權に因つて統一せらるゝことは國家の特質であつて、諸他の社會に見ない所である。

國家は社會の

國家存在の
理由

國家は絕對無限の主權に統一せらるゝが故に、國家内に住む者は、凡て主權に服従し統治せらるゝのである。隨つて一切の諸他の社會は國家に統括せらるゝものである。國家はすべての社會の最高位に在つて、一切を統括するものである。故に國家は社會の社會とも稱せられるのである。

何故に國家は存在するの理由を有するか。此の問題は日本人たる吾等に取つては餘りに不自然なる問題の如くに思はれる。けれども個人の自由平等を主張する個人主義の歐米に於ては、極端に趨り、遂に無主權の社會を理想とし、國家の存在を否認せんとする不合理な思想さへある。惟ふに、國家は人間の社會生活を完成せんが爲に成立したものであつて、一言にしていへば、善の實現の爲に存在するのである。隨つて絕對無制限な

國家の目的

る主權は、善を實現する爲に存在するものである。國家存在の理由は此に存するのである。

國家の目的は善の實現に在るが、其の内容は如何にと云ふに、之を三段に分つて考へることが出来る。第一は國民の安寧幸福を保證し、各人をして其の人格を完成せしめる事である。第二は國家自體の獨立發展を完うすることである。第三は進んで世界の平和、人類の文化に貢献することである。國家には此等の目的を達するが爲に、政府を始め種々の機關が設けられ、主權の命令の下に活動するのである。吾等は國家に生活することに依つて生命財産を保證せられ、人格を完成し得るのである。國民たる者は、各國家の目的を理解し、其の目的に副はんことを努めねばならぬ。

以上述べた所は、主として國家の性質組織を其の社會的・政治的方面より觀たのであるが、國家は單なる理論の產物ではなくして、實に人間の歴史的產物であつて、國家はそれぞれ建國の事情發達の歴史を異にする所から、特有の國民精神を有する精神的結合の社會である。如何に土地人民・主權があつてそこに國家が成立しても、未だそれは優秀なる國家とは謂へぬ。國民が能く國家の使命を自覺し、精神的に一致結合するのでなければ、國家の隆昌は望み難い。吾等は國家を考へるに當つて、此の點に思を致さねばならぬ。實に國家の盛衰興亡の歴史は何よりも能く之を證明してゐる。

第四節 我が國體

前章に於て一般國家の性質・組織に就いて述べたのであるが、特殊國家にはそれぐの特質がある。我が國家の特質は如何なるものであるかを知ることは、日本國民たる資格の重要な要件である。

國體と云ふ語には二つの意味がある。一つは世界共通な法學上の意味であり、他の一つは日本固有の意味である。法學上の國體とは國家主權の所在の體様を指すのであつて、主權が君主に在るを君主國體と謂ひ、國民全體に在るを民主國體又は共和國體と謂ふ。我が日本は君主國體の國家であり、アメリカ・フランス・中華民國等は共和國體の國家である。

次に我が國固有の國體と云ふ語は日本國家の特質を指すのである。教育に關する勅語に「此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と仰

せられたのを拜しても、國體と云ふ語が法學上の意味でないことが明かである。然らば我が國の特質たる國體は如何なるものであるかと云ふと、是は我が國の特有なる建國の事情に因つて定まり、二千五百有餘年の歴史的發達を通して洗煉せられたものであつて、種々の點を擧げることが出来る。

かくの如く國體には二種の意味があるが、日本固有の國體と云ふ意味の中で、最も重要な事柄は、主權が萬世一系の天皇に在るといふことに存するから、法學上の意味の國體は、我が國家に取つても、甚だ重大な意義を持つものである。我が國固有の國體に就いては、第五學年に於ける國民道德中で、詳細に學ぶ機會があるから、こゝでは主として法學的な意味に於てのみ考察することとする。

我が國の主權が萬世一系の天皇に在ることは、世界に國多しと雖も、他に類例を見ない所であつて、吾等が何よりの誇とするところである。何故にかかる優秀なる國體を有するに至つたか、是に就いては、吾等國民の深く省察せなければならぬことである。

我が國は大和民族を中心として、諸他の民族を融合同化し、渾然たる大和民族の血族國家として發展した。而して大和民族は皇室を宗家とし、國民を支家とするもので、國家は皇室を擴大したる一つの家と見ることが出来る。故に擴皇室の國家である。天皇は實に吾等の宗家の長であらせられる。而してかく血縁的に吾等の親しみを感じる所の天皇が、主權者として吾等を愛撫し給ふのである。義は君臣にして情は父子といふこと

外國の國體

は、誠に能く我が國の君民關係を言ひ表はしたものである。

翻つて外國の歴史を見るに、支那の如きは永く君主國體ではあつたが、易姓革命が十幾回となく繰返へされ、遂に我が明治四十五年に共和國體となつた。其の他、歐洲の君主國たる英國にしても、革命が行はれて一時共和國體になつた歴史を有つて居る。其の他、米・佛・獨・露等革命の歴史を有たぬはない。

惟ふに此等の國では、國家の成り立ちが我が國と全く趣を異にし、君民の關係に於て我が國の如きものがないからである。さればかくの如き優秀なる國體を擁護して、皇運を萬世に扶翼し奉ることは、實に日本國民たる吾等の最大任務である。

第五節 我が政體

政體の意義

政體は政治の有様のことであつて、主權行使の形式に因つて、專制政體と立憲政體とに區別せられる。專制政體とは主權者が自己一人の意志に因つて統治權を行ふのであり、立憲政體とは(一)憲法を布いて、主權者と雖も之に準據し、(二)代議制度を設けて國民の意志を政治に參加せしめ、(三)立法・司法・行政の三權を分立せしめる政體を謂ふのである。我が國は、明治二十二年の憲法發布翌年の帝國議會の開設に因つて、永年の專制政體から立憲政體となつたのである。

立法とは法律を制定すること、司法とは國法を適用して國民の行動を審判すること、行政とは立法・司法に屬しない部分の統治作用のことである。而して立法には議會があり、司法には裁判所があり、行政には中央に内閣があり、地方に府縣・市町村等の

三權分立

法治國

自治機關がある。

何故に三權を分立せしむるかと云ふに、壓制の行はることのからしめん爲である。由つて此等は別箇の機關としてそれぐ人民の安寧幸福を圖るのである。而して三權の中、立法は司法・行政の基本となるものであり、又議會の協賛を経たる法律を以て國政を拘束する所から、立憲國を法治國とも謂ふ。法治國と謂ふのは畢竟立憲政體の國に名づけたもので、多くの法律命令に依つて國を治めるといふ意味ではない。

憲法は國家の根本法である。されば何れの國家でも憲法を設けて居ると謂へぬでもないが、今日憲法と云つた場合は、立憲國の憲法を指すのであつて、其の中に代議制度を規定することが特色である。我が國に於ては昔聖德太子が憲法を作られた

憲法

ことがある。けれどもそれは今日の意味から見れば憲法とは謂へないのである。

我が國の憲法は七章七十六條から成り、天皇が國家を統治し給ふ根本の法則を示し、臣民の権利義務を規定し、其の生命・身體・財産等の安全を保護する大法である。故に一切の法律は憲法に牴觸することを許されないのである。

代議制度は立憲政體に缺くべからざる制度であつて、何れの國の憲法にも必ず之を規定してある。我が國は貴衆兩院による帝國議會を設けて、國民の意志をして政治に參與せしめるのである。

我等は立憲國民であるから、能く立憲政體の精神を體得して、憲政有終の美を濟すことを心掛けねばならぬ。

代議制度

神帝國憲法の精

來憲法發布の由

帝國憲法は明治天皇の欽定し給うたものであるが、既に其の精神は建國以來我が國にあつたものであつて、唯之を成文とし給うたのである。

明治元年に出し給うた五箇條の御誓文の第一に「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」とある。此は民意を壓迫して專制政治警察政治をした封建時代の弊風を除去し、人民の人格を認め、其の意志を重んずることを宣せられたものである。憲法發布を見るに至つた最大原因は此に存する。

明治七年には府縣の長官を召集し、國民に代つて律法を議せしめ、議院憲法を頒ち給うた。其の詔に「朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒ

シ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンシ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス」とある。之を見ても立憲政體の理想が明かである。明治八年四月には元老院を設け、地方官會議を起し、立憲政體の勅諭を賜はつた。十一年には府縣會を組織し、十四年十月には二十三年を期して國會を開設する旨の詔勅を降し給ひ、十五年三月參議伊藤博文を歐洲に派して、憲法政治の視察と取調とを爲さしめ給うた。十七年制度取調局を宮内省に置いて、伊藤博文を長官とし、憲法及び之に伴なふ各種の法案を起草せしめ、二十一年四月樞密院を設けて、憲法草案を諮詢し、二十二年二月十一日紀元節の佳辰を以て親しく憲法を發

憲法發布の勅語

布し給うた。其の勅語に

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我力祖我力宗ハ我力臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我力帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我力神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我力臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我力帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

と宣うた。之に由れば帝國憲法は天皇が國家の隆昌と臣民の慶福とを祈らせ給ふ爲、祖宗に承くる大權に因つて臣民に授け給うたものである。されば帝國憲法は陛下の大權に因つて制定頒布せられた欽定憲法である。

翻つて他國に於ける憲法制定の由來を見ると、多くは君民間の權力爭の結果、膏血を濺いで漸く制定せられたものである。然るに我が國では上下和氣鬱々の裡に制定せられたのである。是我が國體の然らしむる所であつて、我等の世界に誇る所である。我等は此の光榮を感佩し、明治天皇が我等に期待し給うた所に副ひ奉ることを期しなければならぬ。

他國の憲法由來との比較

第七節 天皇

天皇

世界には多くの君主國があるけれども、其の君主の性質は國に因つて異なつてゐる。それは建國の事情歴史的發達が國に因つて相違するからである。我が國では建國以來萬世一系の天皇を君主と仰いで居るが、天皇は國家の主權者として最高絕對の地位を有せらるゝと同時に、我が血族國家に於ける國民の宗家の長であらせられ、萬民の愛撫者として崇敬と親愛とを御一身に集め給ふのである。かく天皇は法理の上から見れば最高の權力者であらせらるゝが、同時に道德の上から見れば最高の道德者であらせらるゝのである。

我が萬世一系の天皇が法理上の絕對者であらせらるゝことは、建國以來の國家理想であると同時に、歴史の成跡は之を如實に實現して來たのであり、將來永遠に實現すべき理想である。

憲法の規定

天皇
權力者
即道徳の
者

帝國憲法は之を成文として表明し、憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とある。其の他憲法には天皇の大權に關する事項を規定してある。さりながら是等は法の上のことであつて、我等は其の反面に天皇が最高の道德者であらせらるゝことを思はねばならぬ。歷代の天皇が仁德を以て國民を愛撫し給うたことは申すまでもないことである。

かくの如く最高の權力と最高の道德とを一身に併せ有せらるゝ我が天皇の如き君主は、世界何れの君主國にも見出し得ないものである。是實に我が國家の特有なる建國の事情と國家發達の歴史が然らしめるので、約言すれば我が國體の然らしめる所である。翻つて他の君主國を見るに、君主は國民と何等血族

的の關係がなく、隨つて人情の自然に發する父子の情が存在しない、故に何れかといへば、君主は權力に依つて國民を治めるのであつて、君臣は權力に因る命令・服從の關係をなしてゐる。國民は權力には服從しても必しも心服してゐるのではない。されば君主にして權力が衰へたならば國民中の力ある者は之に取つて代つて君主となる。易姓革命の歴史は即ちそれである。最近に於けるドイツのホーヘンツォルレン王朝の滅亡や、ロシアのロマノフ王朝の崩壊は最も雄辯に之を證明してゐる。國民の心服なく權力に依つてのみ存立する君主は、方に依つて滅亡するのは寧ろ當然の理路と謂はなければならぬ。

翻つて我が國の歴史を觀るに、鎌倉幕府以來武家政治が行はれ、永い間將軍が政治の實權を握つて天下に號令した。或は一

天皇と將軍

時皇室の式微といふやうなこともあつた。然しながら天皇は依然として將軍の上に在らせられ、威武天下を壓倒した將軍と雖も、天皇より宣下の式に由つて任命せられなければ將軍たることを得なかつたのである。恐れ多いことであるが、外國ならば將軍は皇位を窺窺したかも知れぬ。然しながら天皇は單なる權力者でない。實に國民尊崇の中心であらせられる最高道德者にましますのであるから、他から如何なる權勢威武を以てしても國民の心を奪ひ道徳に反くことは絶對に出來ないのである。此に我が天皇の絶對性が在る。

されば武家時代幾多の戦争の中にも、決して皇室に對して臣民として弓を引いた者はない。必ずや皇族の御方を戴いて其の名に於て相争うた。我が國では朝敵の名を蒙ることは最大

最惡の不義であるからである。かく武家が己れの威武を張るに當つても、必ず皇室を上に戴かなければ其の名分を立てることが出來ないのである。此は外國の歴史とは全く事情を異なる例である。

吾等はかかる天皇を戴き、大日本帝國の臣民として生を聖代に裏けることは何たる光榮であり幸福であるか。我等は言ひ知れぬ感激の涙をさへ催すを禁じ得ない。

第八節 國民の權利

專制政體に於ては個人の人格は尊重せられず、唯權力の下に壓服せられるのであるが、個人の自覺が高まり人格の尊重すべき道理が明かになると、立憲政體となつて、個人の權利が認めら

れるのである。

我が國に於ても明治以前の封建時代は、階級制度が行はれ、下級に置かれた百姓・町人は大名列に土下座をしたり、又は切捨てにされても致し方ないとせられてゐたほどであつて、個人の人格は無視せられてゐたのである。然るに明治維新と共に封建時代の階級は撤廃せられて四民平等となり、帝國憲法に因つて個人の權利が保護せらるゝに至つた。是は全く人格尊重の道德原理に基づくものである。帝國憲法には臣民に就いて次の如く三種の權利が規定されてある。

第一は自由權である。我等には法律の範圍内で居住・移轉の自由がある。法律に依らないで逮捕・監禁・審問・處罰されない自由がある。法律に定めてある外は其の許諾なしに住所に侵入

參政權

せられず、又信書の秘密を侵されず、所有權を侵されない自由がある。安寧秩序を妨げず、臣民の義務に背かざる限り信教の自由がある。法律の範圍内に於て言論・著作・印行・集會及び結社の自由がある。

第二は參政權である。參政權には二種ある。一つは一定の資格に應じて有する衆議院議員選舉・被選舉の權利であつて、他の一つは文武官に任せられ、其の他公職に就く權利である。昔は門地階級に因つて人に差等を付け、如何に有能の士であつても門地階級が低ければ公職に就くことが出來なかつたのである。立憲政體に於ては全然此の弊風を去り、人材を登用するのである。

請求權

第三は請求權である。此は吾等が國家機關の行動を請求し

得る權である。法律に因つて定められた裁判官の裁判を受くる權、相當の敬禮を守り別に定められた規程に依つて請願をなし得る權等である。

以上の權利は國家が其の秩序を維持し、國民の福祉を増進せんが爲に人民に與へたものであるから、之を重んじて正當に用ひなければならぬ。之を濫用するの不可なるは言ふまでもないが、權利を放棄するのも亦宜しくない。又他人の侵害を受けてもならぬ。能く其の守るべきを守り、主張すべきを主張して、憲法の精神に副ふことを心掛けねばならぬ。

西洋に於ては夙に個人の自覺が高まり權利を尊重するの風があるが、我が國民は永く封建制度の下に在つた爲、今以て官尊民卑の風が去らず、上の令に唯従ふと云ふ義務のみを重んじ、憲

權利の尊重

我國民の弊

法に因つて保證せられたる権利を尊重することが缺けて居る。吾等は特に此の點を省みなければならぬ。

第九節 國民の一一大義務

二大義務

國民は國家に對して權利を保證される半面に、國家に對して義務を有する。國民の義務の中、兵役と納稅とは最も重んずべきものであつて、憲法に明記せられてある。蓋し國家の存立發展を完うすることは我々國民の當然の務である。

國防は國家が獨立を保つ上に最も必要な條件である。古來往々にして他國を侵略征服する爲に兵備を設けた國があつた。然しそれは侵略主義と稱し、正義人道上惡むべきものであつて、實に世界平和の敵である。兵備は實に平和の維持正義の實現

國防の必要

の爲に國家の防衛的機關たるべきものである。正義と平和との爲には進んで兵力を用ひねばならぬこともある。要するに戦争は已むを得ざる手段であつて、決して國家本來の目的ではない。

國防はかく國家の存立に取つて必要なものであつて、帝國憲法には國民に兵役の義務を明記してある。昔は武士と謂ふ世襲的な特殊階級が軍務に從事したのであるが、明治維新後四民平等となり、國防は國民全體の共同責任となるに至つた。これは當然のことであつて、帝國臣民たる者は進んで此の光榮ある義務を果さねばならぬ。吾等は今日より心身の鍊磨を怠らず、適齡に達したならば、徵兵検査に合格するだけの資格を作ることを心掛けねばならぬ。

兵役の義務

納稅の義務

國家が立法・司法・行政の種々の機關を運用する爲には多額の費用を要する。又府縣市町村等の地方自治團體に於ても費用を要する。吾等は國家の一員であると同時に自治團體の一員であつて、國家の財政と同時に自治團體の財政に對して之を負擔するの義務がある。此の財政上の負擔が租稅であつて、兵役と同様に國民たる者の義務として憲法に明記してある。

租稅には直接稅と間接稅とある。直接稅とは納稅者をして同時に負稅者たらしむるもので、地租・所得稅・營業稅等である。間接稅は納稅者が負稅者でなくて、使用者が負稅者となるものであつて、酒稅・織物稅等である。此の區別は租稅の負擔を本にして分けたものである。此の外に國家の稅を國稅とし、府縣市町村の稅を地方稅とする區別もある。

租稅の種類

納稅の注意

要するに國稅たると地方稅たるとを問はず、租稅は國民たる者が國家并に地方自治團體に對する義務であつて、國民たる者の本分である。然るに世には私利の爲に財產所得を隠蔽したり、或は不正の手段を講じて脫稅を圖り、正當な租稅に對して、たゞ奪はれるかの如く考へる者がある。是租稅の何たるかを解せざると、利己主義に陥れるとに因るもので、最も戒むべきことである。租稅は進んで之を納め期限に後れるやうなことがあつてはならぬ。一人の滯納者があつたならば、役所は督促や徵收に無用の時間と手數とを用ひねばならぬ。かくの如きは徒らに國家を煩はすものである。

吾等は立憲國民として兵役・納稅の二大義務の意義を辨へ、之を果すことに遺憾なきことを期しなければならぬ。是忠君愛

國を實踐する所以である。

第十節 代議制度

二院制

國家には國民をして政治に參與せしめる爲、帝國議會を設けてある。帝國議會は貴族院衆議院より成つて居る。之を二院制といふ。貴族院は皇族華族の議員、國家に勳勞あるもの、帝國學士院會員及び多額の直接國稅を納める者の中勅任せられた議員から成り、衆議院は全國より選出せられた代議士から成つて居る。立憲政體は代議制度を有し、國民を政治に參與せしめることを大なる特色とするもので、立憲政治を民衆政治、輿論政治と稱する所以である。

帝國議會は主として法律の制定と一國の財政とに關して協

務
帝國議會の任

議する所であるが内政外交のあらゆる政治の問題に關して政府を監視する間接の役目をも持つてゐる。毎年天皇之を召集し給ひ、十二月から翌年三月にかけて三箇月間開かれる。

府縣市町村は自治團體として各代議制度を有する。府縣會、市町村會はそれぐの自治團體の中より選出せられた議員から成り、自治團體の行政に關する問題を議するのである。

かくの如く國家并に地方自治團體に於て、代議制度を設けるのは如何なる理由であるか。封建時代に於ては個人の人格は今日程に尊重せられず、何等政治に關して意見を加へることが出來なかつたのである。然るに立憲政治に於ては、個人の人格を尊重し、國民を政治に參與せしめることに因つて、政治をして自律的ならしめるのである。即ち法律は國民の協賛に基づき

代議制の必要
なる理由

天皇の裁可に因つて制定せられるのであるから、畢竟法律に従ふことは天皇の命令に従ふことであると共に自己の意志に従ふ所以である。

かく立憲政治は個人の人格を尊重する政治である。それ故に立憲政治の理想から云へば全國民がそれに參與すべきである。然しながら實際上それは出來ないことであるから、國民中から適當と認められた代表者を選出し其等の人々をして國事なり自治團體の事なりを議せしめるのである。かくして代議制度は現代の最も進歩した政治の形として、世界の文明國に採用せられてゐるのである。

然しながら代議制度は畢竟するに單に制度であつて、其の效果を收むると否とは其の制度を運用する人の如何に在る。吾

立憲精神

等は立憲治下の國民として大いに自重しなければならぬ。然らば立憲國民として大切な精神は如何なるものであるか。之に就いては次の三つの要點を擧げることが出来る。

第一は自律的精神である。此の精神は人格の尊嚴に目覺め、自己を信じて徒らに他に依頼せざる獨立的精神である。立憲代議制は本來此の點に基づいて設けられたものである。

第二は公共心である。我等は國家の一員として、自治團體の一員として、公共の利益と幸福を増進することを念としなければならぬ。單に自分の利益のみを考へ公共の事を忘れるやうであつてはならぬ。

第三は協同心である。如何に自律の精神、公共心に富んでゐても、各人が相扶けて協同しなかつたならば、國家・團體の利益幸

公共心

自律の精神

協同心

福を増進することは出來ぬ。離れぐな個人は力が弱く其の努力の効果も小であるが、一致協同すれば其の効果を大ならしめることが出来る。

以上の三點は立憲精神の重要な要素であつて、我等は此の精神を發揮して立憲制度殊に代議制度を有効に活用し、憲政の美を濟すことに努めねばならぬ。

第十一節 選 舉

選舉の重要

代議制度の運用に當つて、國民が直接之に參與するのは選舉である。衆議院議員・府縣會議員・市町村會議員等を選出することは、其等の議會を構成する吾等の代表者を決定する所以である。而して議會の善惡は議員の良否に因るのであり、議員の良

否は之を選舉する人々の選舉の仕方如何に因つて決するのである。かくの如くであるから國家政治の盛衰、地方政治の消長は選舉に因つて其の大半が決せらるゝと言つても過言でない。選舉が吾等の重大なる權利であると同時に義務である所以は此に存するのである。

我が國に於ては大正十四年に衆議院議員選舉法に一大改正が加へられた。世に之を普通選舉法と稱する。從前の選舉法と種々異なる點があるが、其の最も著しいものは、納稅制限を撤廢して選舉權を擴張した點に在る。即ち從來の有權者約三百萬人は約千四百萬人に増加せられたのである。故に此の新法は我が立憲制度を一層完全にしたものと謂ふことが出来る。それと同時に益、國民は其の責任を重んじて、此の新法を活用す

代議士選擇の標準

る覺悟を要する。

如何なる人を吾等の代表者として投票すべきであるか。先づ第一に人格高尚で徳望ある人でなければならぬ。第二に識見ある人でなければならぬ、此の中には政治上の意見も考へねばならぬ。第三に手腕である。如何に人格高く識見ある人でも手腕がなければ政治を動かすことが出来ぬからである。尙此の外にも考るべき點はあるが以上の三點は最も重要な標準である。數人の候補者がある場合には、此等の點を比較して、其中最も適任者と思ふ人を投票すべきである。

志選舉と自由意

選舉は自由でなければならぬ。換言すれば自由意志に因つて行はれねばならぬ。他人の干渉・誘惑、自己の情實・利害等に捉はれて、自己の意志に反する人を選舉することは、立憲國民の資

格たる自律精神に缺乏せるもので、大なる恥辱であると同時に政治道德上の罪惡である。

然るに現代の状態は如何であるか。金錢に依つて投票を賣買したり、情實關係や、請託に因つて動かされたり、干渉に因つて意志を曲げたりする者がなかなか多い。かくて代議士になる爲に數萬或は十數萬の選舉費を使ひ、盛な選舉運動を行ふのである。かくの如く選舉界を腐敗せしめた責は、候補者に在ることは言ふまでもないが、其の半は選舉人在ると謂はなければならぬ。一般國民が選舉の意義を理解し、自己の自由意志を尊重して、一切の他の影響を受け付けないならば、かかる腐敗は起らぬ筈である。然るに世人多くは候補者のみを責めて、國民の罪を閑却するのは甚だ間違つてゐる。

現代選舉界の腐敗

世には自己の貴重なる選舉権を放棄して顧みない人がある。其の中には選舉の意味を知らない無知者もある。例へば多忙で選舉に出る暇がないと言ふが如きである。然し中には理由を設けて棄權する者もある。例へば候補者中には自己の理想とする人物がゐないと言ふが如き、又は甲乙の候補者中何れも自分と關係が厚い爲、何れか一方を投票すれば他に濟まぬから、寧ろ棄權すると言ふが如きである。以上の如きは何等棄權の理由とはならぬ。假令自己の理想に合する者がゐなくとも、候補者中比較的的理想に近き人を選べば好いのである。もし純粹理想的の人物を求めたならば、或は天下廣しと雖も一人もないとかも知れぬ。又板挾みとなつて棄權する場合も、自己の私情に因つて公事を左右するのであつて誤つた考である。

かく棄權は如何なる點から見ても道德上の罪惡である。然るに別に法律上の罪人とならぬが爲に、棄權して恥ぢない人の多いのは誠に遺憾なことである。吾等は現代の弊風に省み、將來選舉に參與するやうになつたならば、選舉界の廓清に努めねばならぬ。

第十二節 輿論・政黨

輿論は多數の一致した意見であつて、社會の種々の問題は輿論の向ふ所に動くのである。輿論は社會の原動力である。それ故に輿論の健全なる發生發達を圖ることは肝要である。殊に輿論を重んずる立憲政治に於ては、一層然りと謂はなければならぬ。

輿論は個人の心を通して現はれるのであるから輿論を作るのは多くの個人の意見が自由に發表せられ、相互に批判せられることを要する。かくして誤まれるもの・不健全なるものは次第に淘汰せられて、正しきもの・健全なるものが作り出されるのである。立憲治下に於て、國民に言論の自由・印行の自由を與へて居るのは、輿論を尊重し其の健全なる發達を促がさんが爲である。

意見の發表

個人が意見を發表するには、先づ正しく合理的に考へることが肝要である。自分一個の獨斷・偏見・感情等に捉はれてはならぬ。又自己に何等の定見なく、徒らに他人の意見に附和雷同してはならぬ。是等は何れも健全なる輿論の敵である。

輿論の成立

輿論は多數の一致した意見であるけれども、初めから多數の

意見が一致するのではない。初めは少數識者の意見が本になり、恰も雪達磨を作るときの如く、次第に大きくなるのである。而して其の擴大の媒介をなすものには、直接には談話・講演があり、間接には新聞・雑誌・著書其の他の印刷物がある。往時交通・通信・印刷の不備であつた時代は、輿論は十分に發達しなかつたのであるが、現代に於ては其等の機關が進歩し、輿論は速かに作られるやうになつた。殊に新聞は輿論を代表する機關として重大な役目を持つものである。

立憲政治は輿論を尊重する政治であるから、政治界には輿論代表の團體として政黨が存在する。政黨は政治上の主義・政綱を同じうする者が、其の主義・政綱を貫徹實行せんが爲に結合した團體である。立憲政治に於ては主義・政綱を異にする多數の

政黨の意義

政黨内閣

政黨の存在するが常である。

今日衆議院議員の大多數は二三の政黨に分れて居る。議會の議決は多數決であるから、議會に多數を占める政黨が院議を左右することになる。それ故に内閣は衆議院の多數黨を基礎としなければ議會との交渉が圓滑を缺き、種々の困難が起つて来るから、政府は政黨内閣を以て理想とする。

現在の政黨

こゝで我等の注意を要するのは、政黨が輿論の代表者として國利民福の爲に活動するとは云ふものゝ、其の實際はまだ發達の中途に在るので、なかなか今日の政黨は理想から遠ざかつてゐる。例へば政黨が并立して競争する爲に何れの政黨も其の黨勢を擴張するの必要がある。そこで選舉の際に互に候補者を立て、競争する結果は、遂に目的の爲に手段を選ばぬやうに

政黨の改善

なり、却つて選舉を腐敗せしめるの現状である。

國民は各政黨の主義政綱を批判し、且其の行動に注意し、政黨の健全なる發展を遂げしめなければならぬ。我が國は一般國民の政治思想が發達せず、政黨の發達も健全の域に達してゐない。健全なる政黨の發達は將來國民の努力に俟つ所大なりと謂はなければならぬ。

第十三節 自治團體

自治團體

自治團體とは府縣・市町村の如きものである。國家は勿論其等の上に立つて政治を行ふのであるけれども一定の範圍内に於て其等團體の自由を許し、自治せしめるのである。是立憲政體に於ける一特色である。

自治制の本旨

何故に國家はかかる自治制を布くのであるかと云ふに、第一に我が國は古來隣保團結の舊慣を有する。此の美風を發揮せしめて、地方公共の福利を増進せしめんが爲である。第二に地方にはそれぐ、固有の風習があり情實がある。故に其等に基づいて各地方に適切なる政治を行はしめんが爲である。第三に經濟をして地方的に獨立せしめ、團體の基本財產其の他の收入に因つて費用を支辨し得しめんが爲である。

自治團體を善く運用して行く爲には、各人が自治の精神を善く理解してゐなければならぬ。此の精神は大にしては立憲精神となるものである。自治の精神とは何であるか。自分の意志に基づいて自分の事を處理して行く精神であるが故に、第一に各人は自立自營の精神に富み、徒らに他に依頼してはならぬ。

自治精神

所謂自律的精神を必要とする。然しながら多數の人人が相集まつて團體を作つてゐるのであるから、そこに尙二つの精神が必要である。其の一つは協同の精神である。自治團體を善く運用するには各人互に協力一致しなければならぬ。其の二は公共の精神である。自治團體は公共の團體であるから、各人が私利私慾を捨てゝ團體の爲に盡くさなければならぬ。

自治團體の政治經濟を行ふには一定の機關がある。就中府縣會・市町村會は自治團體の意志を決定する機關であつて、之を通して各人は直接間接に自己の團體の政治に參與するのである。それ故に府縣會議員・市町村會議員の選舉は國會議員の選舉と同様大切なことである。自治團體に於ては選舉の區域も狭く、適當な人物を選び出すことも比較的容易であるから、選舉

弊

は寧ろ自治團體に於て完成を期し易い。

然るに往々にして國政に關する政黨の爭を自治團體内に移し、實際上何の意見の相違もない自治團體の行政に關し、黨派を立てゝ事毎に相争ひ、徒らに辯舌を弄し、貴重なる時と力を空費し、小なる利權の争奪を事とするに至つては、自治制の本旨を誤るものと謂はなければならぬ。

吾等の覺悟

自治團體の議員たる者は、豊かな自治的精神の所有者であることを期しなければならぬ。特に清廉潔白であつて名譽を重んじなければならぬ。議員が此の點に缺けて居つたならば、自治團體の政治は腐敗するであらう。故に各人は團體の長を始め各議員の態度を監視し苟にも破廉恥の行爲があつたならば、輿論の制裁に因つて將來公職に就くを得ないやうにすること

を必要とする。然しながら、意見の相違や感情の不和を根據として、他人を傷つけるやうなことがあつてはならぬ。

要するに自治團體は立憲政體に於ける最も進んだ制度であつて、各人の人格を尊重することを根柢とするものであるから、吾等は自他の人格を尊重し合ひ、自治的神精神を發揮することに依つて、能く自治團體の目的を達することを心掛けねばならぬ。

第十四節 官公吏

私事と公事

凡そ社會の一員たる者は、自己の仕事が一面には公事であるといふ心構を持たねばならぬ。實業を營む者は、勿論一面に自己の營利といふことを考へねばならぬが、同時に他面には社會の需要供給を調節する任務を果すもので、社會の公事に携はつ

てゐることをも考へねばならぬ。何れの職業でも、社會關係を離れたものはないのであるから、何人にも是と同様の考が必要である。

さりながら、特に官吏や公吏たる者は、其の仕事が直接公事であるから、一般人よりも特に心得べきことが多い。而して立憲政體に於ては何人も相當の資格に因つて官吏となり又公吏となり得るのであるから、立憲國民たる吾等は官公吏の心掛を知つて置く必要がある。

官吏は天皇又は責任機關に依つて任命せられ、國家の事務を掌る義務を有する者である。其の任命は本人の同意が必要條件であるから、兵役の義務のやうに強制されることはないのである。然し一度任命されて官吏となつた以上は、其の職務を完

官吏

全く果すやう努力せねばならぬ。官吏服務紀律と謂ふものゝ中に、官吏としての義務が規定されてある。先づ職務上では、(一)忠順の義務、(二)秘密を保つ義務、(三)上官に服從する義務、(四)職務執行の義務等があり、更に身上に於ては、(一)品格を保つ義務、(二)營業をなさざる義務等がある。

公吏は自治團體の仕事に當る者であつて、市町村役場等に勤務してゐる人々がそれである。形式上の資格は官吏とは餘程違つてゐる。即ち公吏は名譽職であり又直接國家から任命されるのでなく、選舉せられるといふことが本體となつて居るのである。然し國家の事務も自治團體の事務も、其の範圍こそ異なる、何れも公事であつて、任務の根本精神に於て官公吏に差のある譯はない。然るに世間には唯形式上の差のみを見て官吏

官公吏の事務

が公吏よりも尊貴なやうに考へるのは誤つてゐる。

官公吏の携はる所は、國家又は公共團體の公事であるから、私心を去り、公平廉直であつて、所謂富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず、威武も屈する能はざる底の節義を守り、眞に社會から尊敬せられ信賴せられるやうでなければならぬ。世には其の地位や權威を悪用して、私利を貪るやうな者がないではない。此等は啻に官公吏としての資格なきのみならず、社會の一員としても亦許すべからざる背徳者と謂はなければならぬ。

官公吏は單に法律上定められた自己の職務を誤りなく盡すといふだけに止まらず、進んで國家又は自治團體の幸福を増進するやう努力すべきである。公の制度組織は社會并に個人の利益・幸福を圖ることを目的とするものであるから、官公吏たる

者は其の精神を善く理解し、唯形式だけに捉らはれることなく、善く之を活用するやう心掛けねばならぬ。

法律や制度は如何に立派なものがあつても、それを運用する人が宜しきを得なければ其の目的とする效果を擧げることは出來ぬ。勿論何人も此の精神を持つことが肝要であるが、殊に官公吏は直接其の衝に當つて法律制度を運用する人々であるから、積極的に之を活用善用して、國家・自治團體の幸福の増進に努めねばならぬ。

第十五節 陪審制度

國法を遵奉することは國民の重要な道德である。然るに、世には國法に違反して、社會の安寧秩序を亂したり、他人の權利を

侵害したりする者がある。かかる場合には、國法に照して、之を審判し、其の正邪曲直を明かにして、國法の尊嚴を維持する必要がある。かかる作用を司法と稱し、司法を行ふ権利を司法權と謂ふ。

司法權

司法權は裁判所で行ふのである。憲法第五十七條に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあるに見て明かである。裁判所に於ては、裁判官即ち判事が訴を聽いて判決を下すのである。而して裁判は公平で妥當でなければならぬことは論ずる迄もないことである。そこで裁判官は職務上何等他から干渉を受けず、又終身官といふことになつてゐて、全く獨立の地位を得しめてある。此は明かに裁判の公平妥當を期せんが爲である。

裁判

裁判するには先づ事實を善く調べ、事實に相違ないことが判明してから、法の適用を考へ、判決を下すのである。然し事實を善く調べるのは甚だ困難であつて、裁判官だけでは不十分なことも少くない。そこで歐米諸國では、一般國民中から陪審員なる者を擧げて、事實に關する調査認定を議せしめる。かやうな制度を陪審制度と謂ふ。陪審制度は其の精神に於て代議制度と甚だ似たものである。前者は司法の民衆化であり、後者は立法の民衆化であるからである。歐米諸國では、兩制度とも相并んで夙に行はれてゐるのである。

我が國に於ては、大正十二年四月陪審法が公布せられ、昭和三年十月から實施せられた。

我が國の陪審法は刑事訴訟に關する陪審に關して規定した

もので、民事訴訟には關係がないのである。

我が國に於ては天皇の名に於て裁判所が司法權を行ふことが憲法に規定せられてあるから、陪審員が裁判官の意志を左右するものではあり得ない。それは陪審法の第一條に「裁判所ハ本法ノ定ムル所ニ依リ刑事々件ニ付陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ爲スコトヲ得」とあるを見ても明かである。即ち刑事事件に就いて、裁判所が事實の判断を確實ならしめる爲に、陪審員をして評議せしめるのである。然し其の評議したことを探用すると否とは裁判官の自由であるは勿論である。陪審員の答申が不當であると認めたときは、裁判所は他の陪審員の評議に付することが出来ることになつてゐる。かやうなことから觀ると、陪審は形式上甚だ無力なものゝやうにもおもはれるが、

實際は陪審員が一般人民中から出るのであるから、裁判官よりも事實の眞相に通じ、隨つて事實の判断が實際に合致して確實となるのであつて、甚だ有効である。

陪審員は我が國では裁判毎に十二人選ばれることになつて居り、法定上の資格さへあれば、何人でも陪審員に選定せられる。それ故に、我が一般國民も陪審員たる心得を學ぶ必要がある。或事件に就いて陪審員に選定されて、陪審の評議に加るときには、輕卒不誠實であつてはならぬは勿論であるが、殊に私的情に捉らはれてはならぬ。被告が氣の毒であるとか、可愛相であるとかいふやうなことで、涙が先に立ち、理性の公平なる判断が少しでも損はれるやうなことがあつてはならぬ。盲目的な同情よりも、正義と公平と勇氣とが司法の嚴正を保ち、判断の確

實を得るに必要である。

陪審制度は我が國に於ては新しい試みであつて、之を有効に運用すると否とは國民の心掛の如何に在る。我が國民は普通選舉制度と合せて此の新しき二大制度を有効に運用するの覺悟を必用とする。

第十六節 遵法

自然界の法則

自然界の現象は一見無法則のやうであるが、仔細に觀察すると、自ら一定の法則が行はれてゐることが分る。之を自然法則と謂ふ。例へば水は酸素一體積と水素二體積と化合して出來るので、決して此の割合以外では化合するものではない。而もそれは必然に斯くあるので、決してさうありたいといふ目的の

下に行はれるのではない。

然るに、人間社會の現象は、人間の意志が加つて、一定の目的の下に行はれるから、自然法則とは全く性質の違つた法則が成立つ。例へば、學校といふ共同生活に於ては校則があり、會社には規則があり、組合には規約があり、國家には法律があるといふ如きである。我等が共同生活を完うするには、氣儘勝手に行爲し得るものでなく、必ず種々の法則に従はねばならぬ。

然らば、何の爲に法則は必要であるか。惟ふにこれは多數の人々が共同生活をするに當つて、各自の目的を達しつゝ、同時に共同生活全體の幸福を増進する爲である。換言すれば、共存共榮を完うするに在る。世の中には、法は個人の自由を妨げ、其の發展を害するものであるかのやうに考へる者もあるが、それは誤

人間社會の法則

解である。法は寧ろ各人の目的を達成することを助けるものである。

國家の法

法則は何れの社會にもあるが、就中、國家は最も組織の整つた鞏固な社會であつて、其の中に行はれる法則も亦善く整つてゐる。即ち法律がそれである。吾等は國家生活に於て、法律を守ることに依つて、共同生活の秩序を維持し幸福を増進することが出来るのである。小さな自分だけの利益を中心にして考へると、或は法律に従はぬ方が都合が好いかのやうに思はれぬでない。然し、誰も彼もかかる考を持つやうになれば、結局國家の共同生活は破壊されることになり、凡ての人は不安不幸になる。かやうにして、各人が自分だけの利益と云ふことから出發すると、つまり各人の不利益といふ結果に終る。それ故に法律

法律と自由

を善く守ることは、個人と同時に共同生活の爲に缺くべからざる道徳である。

世の中には法律を壓迫とか強制とかと考へ、個人の自由を拘束するものであるとして、之を嫌惡する者もないではない。惟ふに、是等の人は自由を我が儘勝手氣隨氣儘放縱等と同様のもと誤解してゐるのである。かくの如きは共同生活に於ける共存共榮を解せず、一體としての社會の考に徹してゐないのである。各人が小さな我利を捨てゝ、社會といふ大きな考を持ち、其の中の一員であることを自覺するならば、法律があつてこそ、各自の自由活動が保證せられるものであることが理解されて来る。實に法律は自由の保證者である。

世の中は進歩して止むことを知らないのであるから、過去に

法律の改廢

於て規定された法律が時勢に適合しないといふやうなことも、まゝ起るに違ひない。然し、それが未だ改正されない以上は飽くまでも法律として之を遵守せねばならぬ。法律を改正するには、立憲政體に於ては、議會を通して合法的の手段で之を實現すべきで、暴力とか直接行動などに訴ふべきではない。立憲國民たる者は、絶えず法律や政治に注意して、それを自分のことゝ考へる心構が必要である。

他から課せられて已むを得ず形式的に法律を守るといふ状態では、まだ立憲國民たるの資格を備へてゐないと謂はなければならぬ。法律は實に我がものであり、之に従ふことが自分の義務であるといふ考にまで進んで之を遵奉することが、立憲國民としての大切な資格である。

遵法の精神

第十七節 新領土の同胞

新同胞

朝鮮・臺灣・樺太等の新領土は何れも我が主權の下に統治せられるのである。故に其等の住民も内地人と等しく大日本帝國の臣民であつて、互に親しむべき同胞である。然しながら、其等はやはり新附の者であつて、自ら内地人と異なる所があるから、此の新同胞に接するには、又特別の態度を以てしなければならぬ。然らば如何なる心掛が必要であらうか。

先づ考ふべきことは、彼等の人格を尊重し、正義と友愛との精神を以て彼等に接することである。彼等の文化は未だ十分進んでゐるとは謂へない。然しながら、人格としては尊嚴の點に於て何等内地人と上下はない筈である。此の人格觀念に基づ

人格尊重

正義友愛

き正義と友愛とを以て彼等と交はらねばならぬ。苟にも征服者と被征服者との態度を以て相對するが如きことがあつてはならぬ。現代の世界思潮は人種差別の撤廢を要求してゐるのである。況して同人種而も同胞としての人々に對しては尙更である。

感情の融和

次に考ふべきは感情の融和である。内地と新領土とは歴史を異にし信仰風俗言語などを異にする。それ故に動もすれば感情の疎隔を來し易い。さればにや、新領土の文化は内地人の努力に因つて政治・經濟教育等著しく進歩し、彼等の安寧・幸福は増進せられたにかゝらず、尙彼等が不平を漏らす所以のものは内地人が彼等の感情生活を無視するに原因するやうに思はれる。今後一層此の點に留意して、相互の感情の融和を圖らねばならぬ。

文化の向上

ばならぬ。

最後に考ふべきは、彼等の文化の向上に力を盡すことである。彼等の文化は吾等の文化に比して甚だ低い。故に、吾等は今後も一層法律制度の完備を圖り、教育を進め産業を興し、物質的にも精神的にも彼等の向上發展に努力して、早く内地と同様の文化に達せしめるやうに心掛けねばならぬ。

租借地

新領土の外に租借地として關東州があり、委任統治の領土として南洋諸島がある。關東州は勿論眞の我が領土ではなく、滿洲國から租借したものであるが、關東廳を置いて我が主權の下に之を統治してゐるのであるから、此の領土に於ける住民に對しても大體同様の心掛を持つことが必要である。

南洋諸島は歐洲大戰の後我が國が統治を委任せられたもの

委任統治

である。元來委任統治は、從前支配されてゐた國の統治を離れ、而も自立することの出來ない地方の福祉と發達とを圖る處の文明國の神聖な使命である。今や我が國は國際聯盟より離脱したとは言へ南洋の統治は我が國に於て十分の理由があり又地理的關係より見て最も我が國の統治に適するのである。吾等は此の理を知り此の重大の使命を果すことに努めねばならぬ。

我が國は大和民族を中心として多くの民族を同化して來た。殊に支那・朝鮮から多數歸化した人もあつたが、今日は全然差別を認めることが出來ぬ。此は我が國民の同化性包容性の偉大なることを證明するものである。吾等は此の過去の歴史に顧みても、新同胞と融和協同する責任の大なることを感ずるので

同化力

ある。

第十八節 國富

國民の要素

國富の増進は國家の隆昌を致す。國富の要素をなすものは物と人とである。文化發達の歴史を見れば、文化の發祥地は何れも自然の恩恵の豊かな所であつた。埃及のナイル河、インドのガンヂス河、メソポタミアのチグリス・ユーフラト河、支那の黃河などの流域に早く文化の發達したのはそれである。然しながら如何に物質上豊かであつても、國民の體質が貧弱であり、知識が未開であり、品性が劣等であつたならば國家の隆昌を期することは出來ぬ。今日埃及・印度等の現状は何よりも雄辯に之を證明してゐる。故に國富の充實發展に取つて、物と人とは缺

國富の物的要素

くべからざる二大要件である。

國富の物的要素に就いて尙詳細に考へると、氣候・地勢・地味・領土の廣さ及び動植鑛物等を考へ得る。試に世界の地圖を念頭に浮べて見ると、兩極地方の寒帶及び赤道地方の熱帶には優秀な國家はない。又甚しい山地又は沙漠地方にもさうである。

現代の強國たるイギリスは氣候溫和な島國である。早くから航海が進歩し、通商貿易を營んだことが領土の擴大・國富の増進を致した。又本國に石炭・鐵を豐富に產し、工業の盛なるにも因る。アメリカが世界の最富國となつたのは、領土が廣く且殆ど無盡藏の天產物を有するに因ることは言ふまでもない。

我が國は如何であるか。氣候溫和な島國であるが、徳川時代の鎖國政策の爲にイギリスの如く通商貿易の發達を致すこと

我國の物的要素

國力の人的要素

が出來なかつた。領土は狹小であり山地に富み、天產物はあまり豊かではない。其の他鐵材・木材・棉花・羊毛等國民の生活必需品を外國に仰がなければならぬ。かくの如く考ふれば、我が國の天惠は薄いと謂はざるを得ない。故に吾等は人力を以て、有效地に自然を利用するに依つて此の缺陷を補はねばならぬ。

次に國富の要素としての人に就いて考ふるに、個人的には體力・知力・德力の三點を、社會的には國家の組織・制度・國民精神等を擧げることが出来る。就中、知力は國力の充實を圖る上に直接的な要素である。知力は科學の進歩を促し、自然を征服して自然物の効用を増し、自然力を利用して産業を進歩せしめるからである。西洋強國の國力が充實してゐるのは、天然の恩恵が豊かな上に科學の應用が早く開けたにも因るのである。殊にドイ

要素 我國の人的

ツの如きは土地豊饒と云へないが、研究心に富み科學の發達が著しく、廣く其の天與の不足を補うたに因るのである。

我が國は如何であらうか。國民の體力は西洋諸國民と比較して大いに遜色がある。知力に於ても獨創力に乏しく、今日までの智識は外國を模倣したことが多い。今後は一層知力の増進に勉めて天惠の薄きを補ふことが肝要である。

唯吾等の誇とするのは、國體の完美なること、國民精神が旺盛であることである。此の點に於ては吾等は大なる強みを感じるが、其の他の點に於ては今後吾等の努力を要することが一層大である。現代の國家の競争は主として經濟の上にある。如何に國民精神が旺盛であつても、經濟力に於て劣るならば、世界列強の間に伍して能く國家の隆昌發展を期することは困難で

ある。吾等は忠君愛國の精神を此の方面にも及ぼして考へることが必要である。

第十九節 海外發展

味海外發展の意

海外發展とは決して他國の領土を侵略するやうな意味ではない。廣く世界の各方面に出て、産業・貿易の如き平和の事業に從つて、自他相互の福利を圖り、人類の幸福を増進することを意味するのである。

殊に我が國の現状に於ては、海外發展が甚だ必要である。我が國の人口は明治初年に於ては三千五百萬に過ぎなかつたのであるが、今日は増加して九千餘萬となつてゐる。而も年々六七十萬を増加しつゝある状態である。然るに我が國の領土は

要海外發展の必

狭く將來は各種の困難を痛感するに至ることは、火を見るよりも瞭である。かくの如く人口問題から云つて、どうしても我が國民は海外に發展しなければならぬ必要に迫られてゐるからである。

我が國內に於ても北海道の如きは人口稀薄であつて開拓の餘地がある。又新たに我が版圖となつた臺灣・樺太・朝鮮があり、或は又我が勢力範圍に在る滿洲國・委任統治區域としての南洋諸島等があり、何れも内地人を歡迎してゐるのである。

然しながら一步進んで遠く海外へ發展することも亦必要である。今日海外へ幾何移住してゐるかと云ふに、僅かに五六十萬に過ぎない。一年間に増加する人口にも足らぬのである。しかも其の大半はアメリカに行つて居る。アリメカには二十

内地の植民

海外發展

五萬人、アジア洲に出て居る者も大體それ位である。しかるにアメリカ合衆國は大正十三年七月一日から、我が國に對して甚だしき移民制限をするに至つた爲め、他の方面に進路を向ければならぬ。今後の發展地としては滿洲國・南アメリカ・支那・シベリア等が最も有望であらう。

海外へ發展するに當つては、なるべく他國に歡迎されるやう、又他から缺くることの出來ぬ者と見られるやうにせねばならぬ。彼我の間に有無相通じ、長短相補ふ關係があつてこそ、他國から必要とも見られ歡迎せられるのである。即ち海外發展の目的は吾等自身の爲のみでなく、同時に他國民を利する自他共榮でなければならぬ。もし此の心得を忘れて、他國に在つて其の風習を尊重せず、其の法律を無視するやうなことがあつた

海外發展者の資格

ならば、他國民から蔑視排斥せられ、到底永く海外に發展することは出來ないであらう。近年アメリカの日本移民排斥は我が國民に取つて甚だ不利である。吾等は他を責めると同時に大いに自分を反省する必要がある。將來我が國民は世界到る處で歓迎せられるやうありたいものである。

海外發展をすれば到る所で他國人と競争してそれに打勝たねばならぬ。殊に歐米人は數百年來の經驗と根據とを有するが故に、之と競爭することはなかなか容易でない。故に海外發展をなす者の要件としては、第一に強健なる身體、第二に強固なる意志、第三に健全なる常識、第四に熱烈なる愛國心、第五に遠大なる計畫を有すること等を擧げ得る。吾等は將來海外發展をなすに當つて此等の要件を備へることを忘れてはならぬ。

第二十節 愛國心

の愛國心は人情
の自然

我が家を愛し我が郷土を愛するは人情の自然である。是と等しく愛國心も亦人情の自然に發するものであつて、古今東西を論ぜず國あればそこに國民の愛國心があつた。

愛國心は古も今も變りはない。然しながら時代と共に其の内容は進歩した。昔文化がまだ開けなかつた時代には、國家の何たるやの自覺も明瞭でなく、半ば本能的に國家を愛護した。即ち敵の爲に侵略されることがあれば、其の住民は必ず憤起して防戦したのである。是は明かに愛國心の發露であるが、現代人のやうに愛國心の内容を明かに自覺してゐなかつた。現代の愛國心はかくの如き單に本能的なものでなく、著しく理想化

せられて明白な觀念となつた。

理想化され合理化された愛國心とは如何なるものか。此はつまり國家の本質・使命に就いての自覺を基礎とするものに外ならぬ。國家は歴史上の理由からして各特殊の發達をなし、特殊の文化を發現した。而して國家相互に特殊文化を融通して、人類全體の文化を高めて來た。是各國家の世界文化に對する使命である。實に國家は文化單位である。故に各民族は鞏固なる國家を組織し、特殊文化を創造發展せしめねばならぬ。愛國心はそれぐの國家國民の爲に必要であることは言ふまでもないが、亦實に世界人類の爲に必要である。我等は茲に愛國心の世界的意義を肯定し得る。單に自國のみを知つて、此の世界文化に對する國家存在の意義を忘れたる愛國心は正しいも

のとは謂へないのである。

世には愛國心は人道に反するものだと誤解し、愛國心を否認する思想がある。其の論據を見るに、國民に愛國心あるが爲に他國を敵視し、好戦的となり、一旦戦争が起れば殺人を賞讃するに至る。是は明かに人道に反するとなすのである。成る程過去の歴史に徴すれば侵略の爲に愛國心が發動した事例も少なくてはない。然しながら今日の愛國心は決してかゝる國家利己主義の爲に背定されない。實に國家の存立と愛國心の發現は人道の爲である。是は愛國心の世界的意義から當然出て來る道理である。故に吾等は人道と愛國心との一致することを確認する。

愛國心の發動

愛國心と人道

るものである。愛國心は平素國民各自が國家に對する義務を盡し、國家の隆昌を圖らうとする所にも發動しなければならぬ。一國の政治も經濟も此の愛國心から發動することが肝要である。一旦緩急ある場合は、生命をも犠牲として殉國の至誠を盡さなければならぬのは勿論であるが、此の當時の愛國心に就いて善く考察せねばならぬ。

吾等が特に注意を要するのは、我が國民の愛國心は忠君と一致するといふ點である。外國では國土・國民に對する愛情はあっても、忠君と一致するといふのではない。故に日本國民の愛國は他國民のそれと大いに異なるものがある。我が國に於ては愛國心は建國以來皇室を中心として發展して來たのであって、我が國體が然らしめるのである。それ故に他國民に比して

忠君愛國

愛國心の性質が極めて鞏固である。吾等はかかる特殊の愛國心を持つてゐる。而して是が我が國をして、世界文化に貢獻せしめる原動力である。

第三章 國際生活

第一節 國際心

個人相互の間に正義と友愛とが大切であるやうに、國家相互の間にも亦國際的正義と人類愛とが必要である。國際心とはかかる正義と友愛とに基づき、國家が互に協同して世界の平和・人類の幸福を齎らさうとする精神を謂ふのである。

過去に於ては、偏狹な利己的愛國心が、自國の繁榮の爲に他國

國際心

侵略主義

を犠牲にした時代もある。即ち自國の商業上の利權獲得・領土の擴張等の爲に、他國を侵略併呑したこともある。此の侵略主義が極端になると、武力を以て唯一の手段とし、對外政策を取るやうになる。かくの如きは利己的國家主義から產まれたもので明かに國際心の敵である。

然るに國家思想の發達と、歐洲大戰に因つて高まり來つた世界平和の思想とは、利己的國家主義及びそれに基づく侵略主義を否認し、國際主義に依つて進まなければならぬ氣運を作り、國際聯盟なるものが設けらるゝに至つた。是畢竟國際心の表現に外ならぬ。

凡そ國家には特殊使命と普遍使命とがある。特殊使命と云ふのは、國家に特有な建國の事情・發達の歴史・言語・風習・道德・法律・

命
國家の特殊使

制度等の發揮を指すのであつて、それゝの國家が他國と異なつた特殊な使命を帶びるのは是が爲である。我が國家は萬世一系の國體を保持し、祖先尊崇の風習を有し、忠君愛國・忠孝一致の道德を有する。是等は吾等日本人として益々之を發揮しなければならぬものである。然しながらアメリカは共和國であつて日本とは全く異なつた特質を持つてゐる。アメリカは其の特質を發揮するのがアメリカの使命である。かくの如く世界の各國家が其の特質を發揮しつゝ互に協同して世界の文化を進める有様は、恰も野邊に咲き出てた百花がそれゝの美を競ひつゝ全體としての野邊の美觀を呈せるにも似てゐる。世界の文化は特質ある國家の共存の中に見出されるのである。故に各國民は自國を尊重すると同時に他國を尊重し、相扶けて

國家の普遍的使命

其の特有なる文化使命を果さねばならぬ。

次に國家の普遍的使命と云ふのは、各國家が共通に有する文化使命である。科學・哲學・藝術等の發達進歩は、イギリス人たると日本人たるとを問はず、共通の使命である。イギリス人の發見した眞理は世界の凡ての國の人を利するのである。「學問に國境なし」と云はれるのは此の故である。又交通通信の如きは地球を一つの住家とする人類の立場から各國協同して設備する必要がある。其の他各國の協同してなしつゝある事に、赤十字同盟・萬國度量衡會議・國際聯盟等其の他多數ある。

かくの如く、各國が協同して實現しなければならぬ事がなかなか多いのである。故に各國は特殊使命を有すると同時に普遍的使命を有するのである。されば各國家は互に其の獨立尊

個人間の國際

嚴を尊重しながら、協調して世界文化人類の幸福の爲に努力し、共生共榮の平和な世界の實現に努力しなければならぬ。國際心とは實にかかる精神を謂ふのである。

此の精神は個人間の交際にも必要である。吾等は外國人に對して親切でなければならぬ。苟にも之を侮蔑するやうなことがあつてはならぬ。又吾等が他國に在るときは其の國の風習に倣ひ、他國人に嫌惡の情を起させるやうなことをしてはならぬ。是個人間の國際心である。

世には愛國心と國際心とは矛盾するものであると解する人がある。然しながら、それは愛國心を偏狹なる利己的國家主義と一致せしめ、國際心を國家の差別を無視する世界主義・人道主義と一致せしめて考へる所から生ずる誤解である。眞の愛國

心愛國心と國際

心は世界文化を考の中に入れて自國の使命を自覺したもので決して排他的なものではない。又國際心は國家の差別を無視するものではなく、特殊國家の存立を肯定して其の共存共榮を理想とするものである。故に愛國心と國際心とは同一人格の中に一致融合して懷かれるものである。

現代に於ては國家間の道德は未だ個人間のそれほどに發達してゐない。故に吾等が懷くやうな國際心は其の儘に實現されてはゐないのである。然し世界には此の精神が既に漲つて來た。吾等は率先して國際心を發揮し、我が國をして世界の平和・人類幸福の實現の先驅者たらしめるの覺悟がなければならぬ。

第二節 國 交

文運と國交

往時、交通通信機關の幼稚であつた時代は、國家相互の交際も地球の一局部に限られ、其の關係も比較的單純であつた。然るに交通通信機關の發達に伴なつて、國家間の距離が短縮せられるやうになり、國家相互の關係は擴大せられたと同時に甚だ密接複雜を極むるに至つた。我が國に就いて考へて見れども、明治以前は東洋の一局部たる支那・朝鮮位に限られて居つたが、明治以後は急に國交の範圍は擴大せられて、今日は世界的となるに至つた。

國交が密接複雜となるに隨つて、一面親善を加へるけれども、他面利害の一致し難いことも起る。そこで國際關係を圓満な

條約

らしめる爲に、國際法なるものを設ける。此は國家間の權利義務を明かにした法規である。條約は其の主たるものである。條約と云ふのは國家相互が修好通商する爲に定めた約束である。條約を結んだ國を締盟國と謂ふが、今日では我が國の締盟國は四十餘箇國ある。條約には同盟條約・通商條約・媾和條約・犯人引渡條約・萬國郵便條約等種々ある。

締盟國では相互に外交官・領事官等を派遣して、國交・通商等の事務を掌らしめる。外交官は本國を代表して外交事務を掌る者で、大使・公使等がそれである。領事官は外國に駐在して、駐在國に於ける自國民を保護取締をしたり、又本國の通商貿易を保護増進することを職務とする。

此等の外交官や領事官は、駐在國に在つて特別の待遇を受け、

領事官

國民外交

決して駐在國の法律に依つて支配せられないものである。之を治外法權と謂ふ。もし不幸にして國交が斷絶した場合には、外交官・領事官は旗を捲いて本國に引揚げるのである。かかる場合でも、敵國は外交官・領事官及び其の家族を保護して國境に送らねばならぬのである。

直接外交の衝に當る者は外交官であるけれども、外交を動かす根本力は國民全體の力である。從來は外交と云へば、外交官の權謀術數に由つて陰微の間に行はれるもので、國民は與り得ざるものであるかのやうに誤解せられた憾がある。けれども、今日は外交は公開的であり、國民の強き後援に依つてなされねば力の無いものとせらるゝに至つた。所謂國民外交とは是である。立憲國民たる者は、啻に内政のみならず、常に外交問題に

も着眼して、相當の知識判斷力を有せねばならぬ。

外交のこと考へるに當つては、偏狹なる愛國心に捉はれて徒らに他國を卑視したり又は敵視したりすることなく、常に豊かな國際心を以てすべきである。

第三節 國際聯盟

國家相互の關係を圓満ならしめるが爲に、國際法・條約等を結び、又外交官・領事官等を派遣して國交・通商等の事を掌らしめることは既に學んだ所である。更に注目すべきは歐洲大戰後組織せられた國際聯盟である。國際聯盟は國家相互の協調を緊密にし、且國際間の平和と安全とを確保することを目的とする一種の聯合であつて、國際心の發揮を基調とするものである。

世界平和は遠き昔から的人類の理想であつて、種々の努力が試みられた。就中、著しいのは萬國平和會議が前後二回に亘つて、オランダのヘーラで開かれたことである。第一回は明治三十二年にロシア皇帝ニコラス二世の發議に因つて開かれ、二十六箇國の代表者が集まつた。此の會議に於ては其の主目的である軍備縮少の件はドイツの反対に因つて不成立に終つたけれども、其の副目的たる國際紛争を平和的に處理すること及び戰鬪の法規慣例を成案することに成功した。第二回は明治四十年ロシア皇帝と米大統領ルーズベルトの發議に因つて開かれ、四十四箇國の代表者が集まつた。此の會議では前回の規定を更正するにあつた。此の二回の平和會議は實際上の効果を豫期通りには收めなかつたけれども、國際心の促進には幾分

の効果はあつた。

やがて大正三年八月歐洲大戰は勃發した。此の大戰は五年の久しきに彌り、三十餘の國家が之に參加し、實に未曾有の大慘禍を齎らした。是が爲文化の發達と人類の幸福とは著しく阻害せられた。是に於てか平和促進の運動が盛になり、大正八年一月ヴエルサイユ講和會議に於て、米國大統領ウイルソンが國際聯盟を提案し遂に可決せられたのである。

國際聯盟は正義と法とに因つて國際關係を規定したもので其の内容は二十六箇條から成り、聯盟の目的・組織・實行の方法等を規定してある。今其の主要な點を列舉して見ると、聯盟各國は其の國家の安全に適應する程度に國防を縮少すること、聯盟加入各國の領土保全及び現在の政治的獨立を尊重すること、國

容
國際聯盟の内

實際

交斷絶となる虞ある紛争を生じた時は、聯盟理事會或は常設國際司法裁判所等の議に付して其の紛争を解決すること等がある。其の他未だ獨立し得ざる人民の居住する植民地及び領土に對しては、其の人民の安寧と發展とを圖らんが爲に、文明國民に依り委任統治をなすこと、自國及び通商産業上の關係を延長接觸する國々の男女小兒に對し、公平にして人道に副へる勞働狀態を獲得せしめる所の勞働保護の規定も含まれて居る。

今や既に五十餘箇國は加盟し、スキスのゼネブアに常設の聯盟事務局を置いて事務を執つて居る。其の他國際聯盟總會・同理事會の二主要機關と、各種の専門機關及び委員會等の補助機關と、國際司法裁判所・國際勞働機關の二つの傍系機關とを持つて居る。聯盟總會は年一回定期理事會は年四回開催せられる。

現今の人類進歩の状態では、此の制度あるが爲に戦争を絶対に防止するといふ程のことは出來ないとしても、此の尊貴な目的に對して最善の努力をなすことは人類至上の義務である。

この國際協調主義は國際關係の現勢であるが、さりとて現時の大勢は未だ國際精神并に國際聯盟を無條件に讃美する所までは進んでゐない。といふのは、現時の國際關係は聯盟の描く理想的平和に至るまでに前途甚だ遼遠であり且つ國家の対抗と國際間の争鬭とは眼前の事實であるからである。現に我が國と國際聯盟とは、東洋平和確立の根本方針に關して全く其の所信を異にすることが明瞭となつたので、帝國政府は此の上は聯盟と協力するの餘地なきを信じ遂に昭和八年三月二十七日を以て聯盟脱退の已むなきに至つたのが人類の安寧福

祉を目的とする國際事業に參與協力するの方針は何等渝る事なきは勿論である。

我が國が國際聯盟から離脱したことによつて我が國の内外の情勢は非常なる難局に逢着せなければならなくなつた。このために國民は非常の決心を以て之に處する覺悟が必要である。

第四節 戰爭と平和

平和幸福は人類の理想であつて、戰爭災禍は斷じて人類の理想ではない。而して戰爭は平和幸福を齋らす非常の手段であつて、決して尋常の手段ではない。尋常の手段は國家相互の融和協調である。戰爭は正義の遂行上已むを得ざるの手段であ

戰爭謳歌論

る。不正義に基づく戦争は道徳に反する暴力であつて、是認さるべき何等の根據もない。

過去に行はれた戦争謳歌論者の中には、極端な國家の自利主義を唱へ、之を實現する爲に武力を尊重し、甚だしきは戦争は人類の文化を促進するものであるとさへ解した。然し、此は過去に戦争が絶えなかつたこと、人類の文化が絶えず發展したことと無理に平行せしめて説明せんとするもので、眞理を道破したものではない。文化は學問知識といふやうな高尚な精神活動の所産であつて、平和時代に發展するものである。戦争は寧ろ文化を破壊し又は其發展を阻害するものである。

故に、出來得べくんば此の世界から戦争を絶滅させたいといふのが人類の熱望である。國際聯盟は此の熱望を實現する共

平和論

同機關である。さりながら、完全なる平和の理想境は遠き將來に實現されるかも知れないが、之を急速に望むことは、理想に捉はれて實際に迂闊な考である。極端な平和論者の中には、軍備を撤廃すれば忽ち目前に永久平和の理想境が展開するかのやうに説く者もある。然しそれは一種の空想と謂ふより外はない。

惟ふに、正義の實現上戦争は已むを得ずして行使する手段であるから、戦争其のものを目的として、軍備を擴張するといふことは、反理想的なことである。軍備縮少問題がワシントン會議及び倫敦會議で議決せられたのは、かかる理由に基づくのである。されば、我が國でも、陸軍にて師團を減じ、海軍にて軍港や軍艦の數を減じたのである。

軍備の必要

現代に於ては、軍備の撤廢と云ふが如きは無謀のことであつて、或程度の軍備を設けて國防に備へることは、世界の是認する所である。隨つて兵役の制度も必要缺くべからざることであり、又國民に軍事思想の普及してゐることも肝要なことである。近年各學校に軍事教練を施すことになつたのは、誠に機宜の措置と謂ふべきである。世にはこれ等を目して、世界平和の理想に逆行するものであるかのやうに説く者もあるが、世界の現状を以てしては、國防は一日も忽せにすべからざることであり、此の義務を負擔する者は全國民であるから、軍事教練は必要のことである。世界各國の狀況を見るに、何れも軍事思想の普及に努めてゐる有様である。

要するに、平和は人類の永久理想であり、戦争は正義の貫徹上

已むを得ずして取る非常手段である。故に利己的・侵略的な戦争謳歌論の道徳上誤れるものなることは勿論であるが、さらばと云つて、永久平和の理想境を直ちに地上に實現せんとする平和謳歌論も、賛すべからざるものである。國際聯盟・華府會議・倫敦會議等に依つて、戦争防止・軍備縮少の策が講ぜられたと云つても、それは永久平和への一步一歩の努力を意味するのである。吾等は飽くまでも現實の大地を踏みつき、平和の彼岸に到達することが上策であるといふことを忘れてはならぬ。

第五節 我が國の使命

我が國の位置

吾等は我國が世界無比の國體を有する事を無上の榮譽とする。秀麗なる自然・光輝ある歴史を有する事を誇とする、又吾等

は我が國の一等國の班に列する事を喜ぶ者である。かくて吾等は日本國民と生まれて來たことに無上の幸福と満足とを感じる。さりながら我が國は凡ての點に於て世界に最も優れた國であるとは謂へない。我が國の經濟力は世界の一等國に比べて優つてゐるとは謂へない。更に知力に於ても彼に優つてゐるとは謂へない。我が國が經濟上・知力上眞の一等國の實を備へるには前途尙遼遠と謂はなければならぬ。

更に眼を轉じて外國との關係を見るに、締盟諸國との關係は親密である。けれども我が國民はアメリカに渡航することに大なる制限を被つて居つて、歐洲諸國民と同等の自由を有しないのである。英領カナダに於ても略、同様の制限を被り、又英領濠洲に於ても白人濠洲主義なるものが固く執られて吾等の活

外國との關係

躍を禁じてゐる。歴史的且地理的に最も關係の深い隣邦支那に於ても、排日の思想が止まない。特に善隣満洲國のために國際聯盟を離脱して名譽の國際孤立となれる我が國の現況は實に容易ならざる難局にあるものと覺悟せねばならぬ。

かく考へて見れば、吾等は對内的には産業を盛にし、國富を増進して、經濟上他の列強と對立するまでに高めなければならぬ。又知力の點に於ても唯外國を模倣するの域を脱して、獨創的研究を產み出し、他と對等の位置に立つて有無相代ふるやうにならねばならぬ。更に對外的には充實したる國內の經濟的・精神的の力を背景とする正義に基づいて他國の誤解を釋き、自主的外交の本領をよく發揮して我が國の眞價を高めねばならぬ。是は現在の我が國民が力を注ぐべき當面の重大問題である。

命内に對する使

かくて我が國の對内的使命として考へれば、萬國無比の優秀なる國體を有することは、我が國家の最大の特色であつて、是實に我が日本帝國の生命である。此の國體を永遠に維持發展せしめることは、吾等が天から與へられた使命である。

次に東洋に於ける我が國の使命を考ふるに、東洋に於て國をなすもの多く、中には其の歴史の古きこと人口の多いこと、天與の富を有すること等に於て、世界に誇るべきものもある。然しながら文明國として世界列強に伍して遜色のないものは、獨り我が帝國あるのみではないか。是を以て能く率先して東洋諸國の文化の向上發展の爲に盡すことは實に吾等の使命である。

更に世界に對する使命を考ふるに、大戰後各國家は國際心に目醒め、互に協調して世界の文化・人類の幸福を實現することを

使命

世界に對する

理想として進みつゝあるの大勢である。國際聯盟より離脱したる今日とは言へ我が國は此の世界理想を分有し、其の實現に貢献することは、我が國の世界的使命である。殊に我が國は歴史上東西の文化を融合調和する最適任者である。此の地位に立つて世界文化の向上發展を企圖することは、是亦世界文化に貢献すべき我が國特有の使命である。

師範 學校 新修身書卷三終

發行所 東京市日本橋區室町四丁目
振替口座 東京二八〇番
大阪市西區阿波堀通四丁目
振替口座 大阪四三番
會社株式
寶文館
大阪寶文館

東京市日本橋區室町四丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市西區阿波堀通四丁目
振替口座大阪四三番

會株式

寶文館

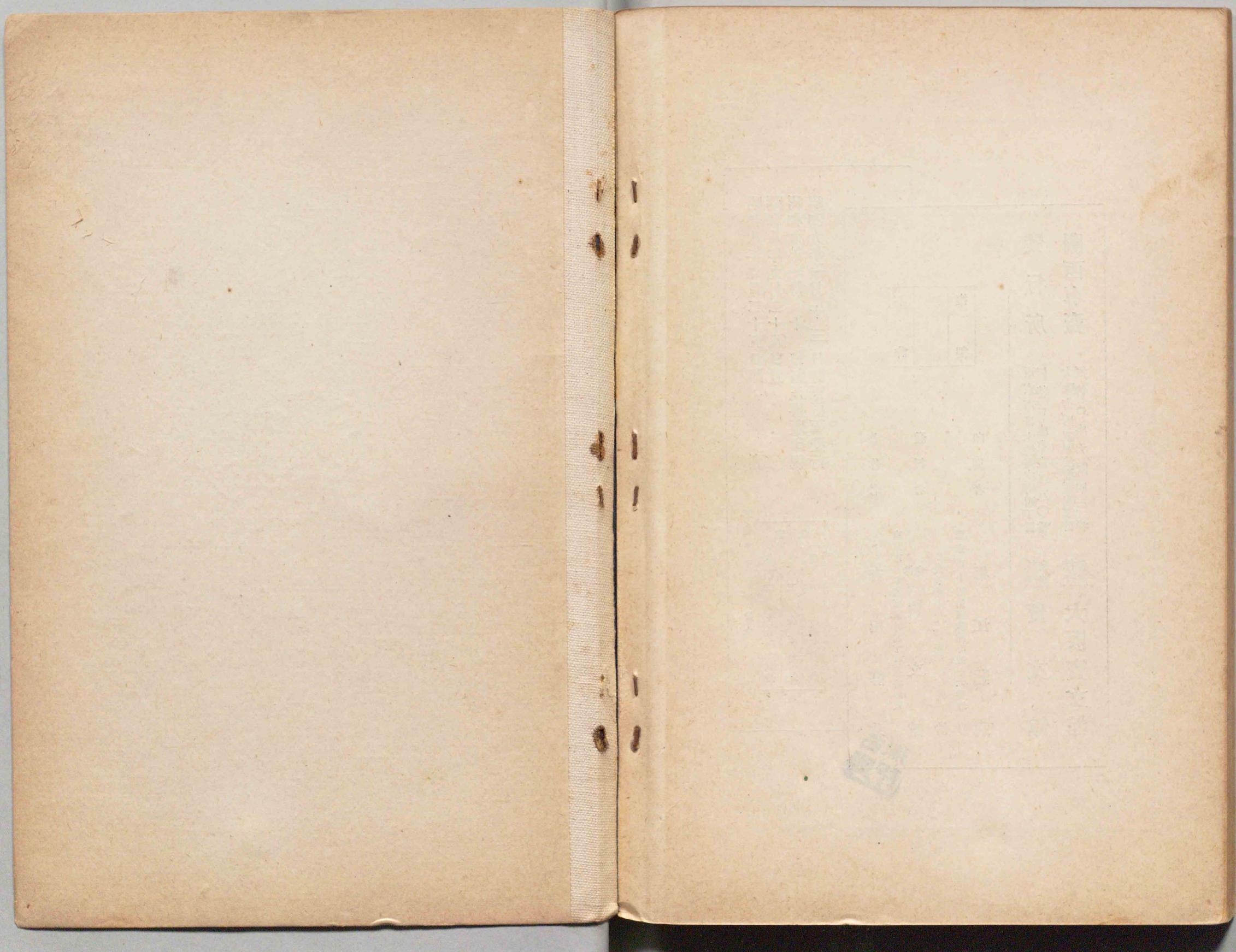
不許

著作者
發行者
吉田 靜致
東京市日本橋區室町四丁目五番地八
株式會社寶文館
代表者 大葉久治
東京市小石川區諏訪町五十六番地
印刷者

| | | |
|------|--------|--------|
| 價 | 卷一。二 | 各金四十五錢 |
| 卷三 | 金五拾錢 | |
| 卷四。五 | 各金五拾五錢 | |

昭和八年九月二十五日印
昭和八年九月二十八日發
昭和九年一月十日訂正再版印刷
昭和九年一月十三日訂正再版發行

1





広島大学図書

2000302148

